

本日からの緊急事態宣言を踏まえ、要請を遵守した店舗に払われる協力金の概要です。

今回の要請は3制度に分かれており、協力金は対象となるそれぞれの制度に対して申請する必要があります。

制度名称	令和2年11月及び12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金 (大阪市・府共同)	令和2年12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金 (大阪市・府共同)	(仮称) 大阪府営業時間短縮協力金
要請期間	11月27日～12月15日	12月16日～1月13日	1月14日～2月7日
対象	大阪市北区・中央区 酒類提供飲食店	大阪市全域(北区・中央区を含む) 酒類提供飲食店	大阪府全域 飲食店
要請内容	休業 or 時短営業 午前5時から午後9時	休業 or 時短営業 午前5時から午後9時	休業 or 時短営業 午前5時から午後8時 酒類の提供は午前11時から午後7時
支給額	1施設あたり58万円 *要請を遵守した期間が11/27～12/11 までの施設は1施設あたり50万円	1施設あたり156万円 *要請を遵守した期間が12/16～12/29のみの施設は1施設あたり76万円 *要請を遵守した期間が12/30～1/11のみの施設は1施設あたり72万円 *要請を遵守した期間が12/30～1/13のみの施設は1施設あたり80万円	1施設あたり150万円 *要請を遵守した期間が1/18～2/7のみの施設は1施設あたり126万円 (要請遵守の開始日が1/15～1/17の間も含む)
申請開始	12月16日(水)	1月14日(木)	2月8日(月) 予定
申請締切	1月29日(金) ←要注意	2月26日(金)	未定
申請方法	大阪市行政オンラインシステム申請 *郵送による申請も可能です。申請書類ご希望の方は組合事務局までお申し出ください。但し、オンライン申請よりも支給まで時間が掛かります。	大阪市行政オンラインシステム申請 *郵送による申請も可能です。申請書類ご希望の方は組合事務局までお申し出ください。但し、オンライン申請よりも支給まで時間が掛かります。	未定 *後日大阪府ホームページで公表
必要書類	「大阪市」ホームページで確認	「大阪市」ホームページで確認	後日「大阪府」ホームページで公表